

令和6事業年度

事業報告書

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

独立行政法人住宅金融支援機構

目次

1. 法人の長によるメッセージ	1
2. 法人の目的、業務内容	
(1) 法人の目的	3
(2) 業務内容	3
(3) シンボルマーク	3
(4) パーパス（存在価値）	4
(5) 長期ビジョン	4
3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）	5
4. 中期目標	
(1) 概要	6
(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標	6
5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等	7
6. 中期計画及び年度計画	9
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉	
(1) ガバナンスの状況	12
(2) 役員等の状況	13
(3) 職員の状況	14
(4) 重要な施設などの整備等の状況	14
(5) 純資産の状況	15
(6) 財源の状況	16
(7) 社会及び環境への配慮等の状況（配慮の方針等）	17
(8) 法人の強みや基盤を維持・創設していくための源泉	19
8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策	
(1) リスク管理の状況	20
(2) 統合的リスク管理の取組	20
(3) トップリスクとリスクマップ	21
(4) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況	21
9. 業績の適正な評価の前提情報	26

10. 業務の成果と使用した資源との対比	
(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績	30
(2) 自己評価	30
(3) 当中期目標期間における主務大臣による 過年度の総合評定の状況	31
11. 予算と決算との対比	32
12. 財務諸表（要約）	34
13. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	
(1) 貸借対照表	37
(2) 行政コスト計算書	37
(3) 損益計算書	37
(4) 純資産変動計算書	37
(5) キャッシュ・フロー計算書	37
14. 内部統制の運用に関する情報	38
15. 法人の基本情報	
(1) 沿革	41
(2) 設立根拠法	42
(3) 主務大臣（主務省所管課）	42
(4) 組織図	43
(5) 事務所所在地	43
(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況	44
(7) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較	44
(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）	45
16. 参考情報	
(1) 要約した財務諸表の科目の説明	48
(2) その他公表資料等との関係の説明	50

独立行政法人住宅金融支援機構 令和6事業年度事業報告書

1. 法人の長によるメッセージ

独立行政法人住宅金融支援機構理事長の毛利です。皆様には、日頃より当機構の業務にご理解・ご支援を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

初めに、令和6年能登半島地震とその後の豪雨災害で今も不自由な生活を続けていらっしゃる被災者の皆様に心よりお見舞い申し上げます。当機構は、発災以来直ちに国・公共団体を始め多くの関係機関と連携しながら被災者支援に奔走して参りましたが、全ての被災者が平穏な生活を取り戻していただける日まで、総力を挙げて支援を続けて参りますので、どうぞ何なりとご相談ください。

さて、当機構は、2007年4月の設立以来、国民の皆様を始め数多くのステークホルダーの方々に支えられ、四期にわたる中期目標期間に掲げられた目標を達成することで、我が国の住生活の質の向上と地域の課題解決に向けて政策実施機能を発揮して参りました。

しかしながら、少子高齢化の一層の進展等社会経済情勢が大きく変化する中、住まいを巡る課題も一層複雑化し、市場メカニズムを補完する公的金融の果たす役割にも変化が求められます。このため、第五期中期目標期間におきましては、新たな目標の達成に取り組むだけではなく、前身である住宅金融公庫の時代から蓄積してきた住宅ローンに係る情報やノウハウを生かし、市場経済の中で構築してきた様々な金融支援ツールにさらに磨きをかけつつ、変化する社会経済情勢に的確に対応して国民の皆様の住生活の一層の向上を目指し、総力を挙げて取り組んで参る覚悟です。

とりわけ、現下の「物価と金利のダブル上昇」がもたらしている住宅ローン利用者・利用予定者の方々の不安の声にきちんとお応えし、公的金融機関として公正・客観的な立場から金利上昇リスクに関する情報を国民の皆様にお伝えして参ります。併せて、金利上昇下においても【フラット35】等長期固定の住宅ローンができるだけアフォードダブルなご負担でご利用いただけるよう、最大限の努力をして参ります。また、子育て負担の軽減や既存住宅の流通促進、さらには空き家問題への対応、地球環境に優しい住宅の普及等のため、よりご利用しやすい多様な金利引下げメニューをご提供するとともに、良質な賃貸住宅への融資も積極的に展開して参ります。なお、低金利下で顕在化した【フラット35】の不適正利用に対しては、コンプライアンス遵守宣言を発したMBAJ（日本モーゲージバンカー協議会）等とも的確に連携しつつ、引き続き厳正な対応をして参ります。

次に、「二つの老い」問題が深刻化するマンションについては、管理の質の向上を目指し、計画的な修繕費用に充てる資金の確保に資するよう、マンションすまい・る債の魅力向上と共用部分リフォーム融資の適切なご利用拡大等を図って参ります。加えて、マンション関連法改正法案の成立を待って新たにマンションの一棟リ

ノベーション、除却等に対しても必要な資金支援を行って参ります。

一方、シニア世代にも住宅ローン返済を続けておられる世帯が少なくないことや家族数、生活スタイルの変化等に柔軟に対応し、併せて空き家として放置されることによる外部不経済の発生をできるだけ防止する観点から、リフォームや住替えを応援する【リ・バース60】について、新たに創設した固定金利型と併せてその一層の普及を図って参ります。

さらに、激甚化・頻発化する自然災害に対しては、蓄積してきた災害対応のノウハウを被災自治体等に積極的に提供するとともに、地域支え合いセンター等との連携により被災者に寄り添った支援を行う「災害ケースマネジメント」を応援して参ります。また、被災自治体、法曹・金融・建築等の専門家などマルチセクターとの協働により、ワンストップの対応を現地でリードし、被災者の一刻も早い住まいの再建に総力を挙げて参ります。また、災害予防の観点から、既に災害レッドゾーンへの金利優遇は停止しておりますが、新たに国・公共団体の利子補給と相俟って【リ・バース60】の活用による既存住宅の耐震改修の促進に貢献して参ります。

こうした取組みを着実に推進するためには、安定的な財務基盤の維持と専門人材の確保・育成が欠かせません。従来から、機構では、統合的なリスク管理の下、投資家との丁寧な対話により適確な資金調達と運用に務めて参りましたが、市場との対話をさらに深めて参ります。また、私は、従来より役職員の現場への共感力こそ機構の力の源泉として重視しており、人事・処遇の大胆な改善により機構の人財力に一層の磨きをかけて参ります。

併せて、機構経営上、人財投資と車の両輪をなすのがデジタル戦略です。第四期中期計画期間中に加速化してきたデジタル技術の導入成果を踏まえ、さらにその先を見据えた「デジタル戦略2035」を策定し、人材確保と併せてDXを本格的に始動させたいと考えており、その一環として新たな住生活支援サービスの提供を第五期中期目標期間中に開始する予定です。

いつの時代も住まいがしあわせの原点であることに変わりはありません。これからも機構がパーパスとする「住まいのしあわせを、ともにつくる。」存在であり続けられるよう、全職員参加で作り上げた「住宅金融支援機構ビジョン2035」に沿って中長期的視点に立った経営方針の下、ステークホルダーの皆様とともに新たな挑戦を止めることなく進化を続けて参る決意です。

皆様には、どうかこれまでと変わらぬご理解、ご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

令和7年4月

独立行政法人住宅金融支援機構

理事長

毛利 信二



2. 法人の目的、業務内容

(1) 法人の目的

独立行政法人住宅金融支援機構は、一般の金融機関による住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付債権の譲受け等の業務を行うとともに、一般の金融機関による融通を補完するための災害復興建築物の建設等に必要な資金の貸付けの業務を行うこと等により、住宅の建設等に必要な資金の円滑かつ効率的な融通を図り、もって国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

(2) 業務内容

令和6年度において、上記の目的を達成するため以下の事業を行っています。

ア 証券化支援事業

(a) 【フラット35】（買取型）

(b) 【フラット35】（保証型）

イ 住宅融資保険等事業

ウ 住宅資金融通等事業

(a) 災害復興住宅

(b) 省エネ改良

(c) 密集市街地建替等

(d) 賃貸住宅

(e) 財形住宅 ほか

(3) シンボルマーク



シンボルマークのコンセプト

家を支える柱をJHFで表現しています。大地を示すラインは躍動感を、そして全体をまとめる球体が安心と広がりを感じさせます。緑色は成長や生命力を表します。JHFが家と融合した、シンボルです。

※ 「住宅金融支援機構」の英字表記がJapan Housing Finance Agencyであり、その略称がJHFです。

なお、日本語の略称は「住宅金融機構」です。

(4) パーパス（存在価値）

住まいのしあわせを、ともにつくる。

「住まいのしあわせを、ともにつくる。」とは、住宅金融支援機構の存在意義を明確にし、社会にどのような価値を提供しているかを端的に表現した言葉です。組織運営への一体感を高めるため、令和3年度に全職員参加型のプロジェクトを立ち上げ、職員同士の対話を重ね、制定しました。

※ 「住まいのしあわせを、ともにつくる。」については、ロゴとセットで使用したり、各種広告等を含めたコミュニケーションツールに表示したりして使用します。

(5) 長期ビジョン

独立行政法人住宅金融支援機構 長期ビジョン ～住宅金融支援機構 Vision 2035～

■ 2035年の「ありたい姿」

私たちは、
時代とともに変化する「住まいのしあわせ」を、
「ともにつくる」プロフェッショナル集団であり続けたい。

■ 「ありたい姿」になるために

私たちは、
住まいに関する社会課題の解決への貢献を通じて、人々の豊かな暮らしの実現をめざし、
少子高齢社会やグローバル化の進展などを背景とした、
多様な人々の多様なライフスタイルの実現を支援するため、
また、住宅の取得、維持管理、リフォーム、流通、解体、建て替えといった
ライフサイクルを通して住まいの価値向上の実現を支援するため、
ステークホルダーの皆さまと連携しながら、
これまでの手法にとらわれない最適なサービスを不断に探求し、提供し続けます。

令和5年度に「将来の住宅金融支援機構のありたい姿」である長期ビジョン「住宅金融支援機構Vision2035」を策定しました。

策定に当たっては、全職員を対象としたアンケートを行い、将来の住宅金融支援機構を取り巻く外部環境等を洞察するとともに、「長期ビジョン」と長期ビジョンを実現するための「将来の具体施策」について、レポート形式による意見募集を行った上で職員間で意見交換を重ねる等、全職員参加型で取り組みました。

今後は、「住宅金融支援機構Vision2035」の実現に向けて、全職員一丸となって取り組んでまいります。

詳細につきましては、住宅金融支援機構Vision2035をご覧ください。

<https://www.jhf.go.jp/about/organization/vision.html>



3. 政策体系における法人の位置づけ及び役割（ミッション）

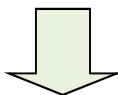
住宅金融支援機構は、「住生活基本法」に基づき、国民の住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画として策定された「住生活基本計画」等において以下のとおり果たすべき役割が定められています。

住生活基本法（平成18年法律第61号）



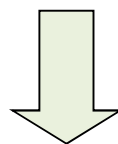
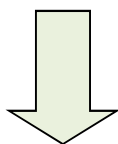
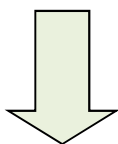
○主な政府方針

住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）等



○住宅金融支援機構が果たすべき役割

民間金融機関等との適切な役割分担に留意しつつ、多様な人々のライフスタイルにあった安心で豊かな暮らしの実現のため、住宅循環システムの構築支援や良質な住宅への更新等に対応した住宅ローンの提供を支援し、ステークホルダーと協働して地域における政策課題の解決に向けて取り組むこと



証券化支援事業	住宅融資保険等事業	住宅資金融通等事業
長期固定金利の住宅資金を全国あまねく安定的に供給できるようにするとともに良質な住宅ストックの形成に資するよう、民間金融機関による長期固定金利住宅ローンの安定的供給を支援	保険引受という形でリスクを分担することにより、民間金融機関による住宅の建設等に必要な資金の円滑な供給を支援	住宅政策上重要でありながら、民間金融機関だけでは対応が困難な分野への資金の融通を補完

4. 中期目標

(1) 概要

第四期中期目標の期間は、令和3年度から令和6年度までの4年間となっており、令和6年度が第四期の最終年度にあたります。

住宅金融支援機構は、これまで、住宅金融市場の育成、住宅の質の向上、民間金融機関の支援・補完といった我が国の住宅政策に資する事業を総合的に実施してきており、住宅金融支援機構の強みである多様な金融サービス機能と、地方公共団体、民間金融機関等のステークホルダーとのネットワークを活かし、民間金融機関による長期固定金利型住宅ローンの安定供給やリバースモーゲージ型住宅ローンの供給等を支援するとともに、災害復興をはじめとした地域における政策課題の解決に向けてステークホルダーと協働して取り組む等、政策実施機能の最大化を図ってきているところです。

一方、我が国の住生活を取り巻く現状に目を向けると、少子高齢化や地方圏の人口減少がより一層深刻化するとともに、災害の激甚化・多頻度化や高経年マンションの増加等の環境や社会ストックの変化に直面しており、それらに対応することが急務となっています。加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大等に応じて生ずる経済社会活動の変化にも迅速に対応することが求められています。

こうした中、住宅金融支援機構は、住生活基本計画（全国計画）等の政府方針を踏まえ、社会経済情勢の変化に的確に対応しつつ、引き続き、多様な金融サービス機能を活かし、公的機関として住宅金融市場において先導的・模範的な役割を果たすとともに、ステークホルダーと協働して地域における政策課題の解決に向けて取り組むことが求められており、これらを的確に実施するためには、効率的かつ効果的な業務実施体制を引き続き確保するとともに課題解決のために人材を確保することが必要となっています。

このため、住宅金融支援機構は、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営のもと、業務実施体制の整備及び人材の確保・育成に取り組むとともに、これまでの取組により蓄積したノウハウ等を活かし、国の政策実施機関としての機能の最大化を図ります。

詳細につきましては、第四期中期目標をご覧ください。

<https://www.jhf.go.jp/about/organization/plan.html>



(2) 一定の事業等のまとまりごとの目標

独立行政法人における開示すべきセグメント情報は、住宅金融支援機構の各々の業務内容を基にしており全部で3つに区分しております。

なお、勘定区分については、各業務と財源区分との関係などから5つに区分しており、これらの関係は次のとおりです。

一定の事業等のまとまり（セグメント区分）	勘定区分
証券化支援事業	証券化支援勘定
住宅融資保険等事業	住宅融資保険勘定
住宅資金融通等事業	財形住宅資金貸付勘定
	住宅資金貸付等勘定
	既往債権管理勘定

5. 法人の長の理念や運営上の方針・戦略等

住宅金融支援機構では、以下のとおり経営理念を定め、コンプライアンスの基本理念としてのコンプライアンス憲章を定めています。

また、国内外で多様な価値観を尊重する意識が高まっているなか、住宅金融支援機構においても人権尊重に努め多様な人材が活躍できる環境の実現にむけて、令和7年4月1日に「独立行政法人住宅金融支援機構人権方針」を施行しました。

【経営理念】

私たちは、自立的で、透明性・効率性の高い経営のもと、顧客価値の創造を目指して多様な金融サービスを提供することにより、住宅金融市場における安定的な資金供給を支援し、我が国の住生活の向上に貢献します。

【コンプライアンス憲章】

- 1 法令、社会規範等を遵守し、適切な業務執行に努めることにより、国民の信頼を確保します。
 - (1) 法令、社会規範等の遵守
独立行政法人としての基本的使命と社会的責任を常に認識するとともに、あらゆる法令、社会規範等を遵守し、誠実かつ公正な業務執行に努めます。
 - (2) 積極的かつ公正な情報公開
積極的かつ公正に情報を公開することにより、国民に対する事業の透明性を確保するとともに、健全かつ透明な業務執行を推進するため、常に常務の効率化・経営資源の有効活用に取り組みます。
 - (3) 厳正な情報管理
業務上知り得たお客さまに関する情報の取扱いについては、細心の注意を払い、外部に漏洩しないよう厳正に管理します。
 - (4) 反社会的勢力との対決
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、警察等とも連携して、断固とした姿勢で臨みます。
- 2 お客さまの「安心」と「満足」を徹底的に追求します。
 - (1) 総合的な住宅金融サービスの提供
社会の変革に対応し、多様化・高度化する顧客ニーズを反映した安心いただける商品・サービスを的確に提供します。
 - (2) 適切かつ十分な説明
お客さまとの取引に際しては、商品やサービスの正確かつ適切な情報を提供するとともに、法令等に従い、適切かつ十分な説明を行います。
 - (3) お客さまの声への真摯な対応
お客さまに誠実・親切に対応し、その意見・要望・苦情等あらゆる声を謙虚に受け止め、これを業務に反映します。
- 3 役職員一人ひとりの人格を尊重し、働きやすい職場環境の確保に努めます。
 - (1) 人格・個性の尊重
信条、性別、年齢、身体障害等に関係なく、すべての役職員一人ひとりの人格及び個性を尊重します。
 - (2) 働きやすい職場環境
働きやすい職場環境の確保に努め、自由闊達な組織風土の醸成を目指します。

【独立行政法人住宅金融支援機構人権方針】

1 人権尊重へのコミットメント

機構は、すべての事業活動において人権の尊重に努めます。

機構は、パーパス「住まいのしあわせを、ともにつくる。」及び経営理念を事業活動の行動原則としており、人権の尊重を経営上の重要課題と捉えて、これらを実現するために取り組みます。

2 適用範囲と期待の明示

機構は、役職員及びステークホルダーの皆さまの人権の尊重に努めます。

さらに、人権の尊重に関する機構の考えを、ステークホルダーの皆さまに伝えていくことで、ステークホルダーの皆さまにも同様の人権の尊重を期待します。

なお、機構は、「国際人権章典」、「労働における基本的原則および権利に関する国際労働機関宣言」、「ビジネスと人権に関する指導原則」等の人権に関する国際規範に則り、人権の尊重に努めます。

3 取組推進及び管理

機構は、事業活動を通して生じ得る人権への負の影響を防止又は軽減することに努めます。

まずは、役職員の意識の醸成を図ります。ステークホルダーの皆さまに対しても、機構の事業活動を通して生じ得る人権への負の影響を防止又は軽減するように働きかけます。

また、機構は、問題が発生した場合は、適切に対策を講じ、管理します。

4 相談窓口の設置・対応

機構は、役職員や提供する商品・サービスが人権に対する負の影響を引き起こした、又はこれに関与した場合は、適切な手続を通してその救済に取り組みます。

機構は、人権に関する相談窓口として外部通報窓口又は内部通報窓口（コンプライアンスヘルプライン）を設け、この相談窓口を通して相談を受け付け、人権問題に責任をもって対応します。

これらの枠組みの中では、相談者が不利益を被ることがないように匿名性や秘密保持について十分に配慮します。

5 人権方針の周知浸透・教育

機構は、本人権方針を役職員に周知徹底することに努めます。また、人権に関する課題の解決に向け、役職員一人一人が人権に関する正しい理解と認識を深めることを目的に、幅広い人権研修を実施します。

6 ステークホルダーの皆さまとの対話

機構は、本人権方針に基づく取組について、関連するステークホルダーの皆さまとの対話を行うことにより、ステークホルダーの皆さまによる人権尊重の意識が高まることを期待します。

7 ガバナンス及び機構内の体制

人権の尊重に関する取組について、理事長を委員長とする企業価値向上委員会（内部統制委員会）において管理します。また、本人権方針は、役員会で審議した上で定められています。

8 人権方針の定期的な見直し

本人権方針は、定期的に内容を確認し、必要に応じて見直します。

6. 中期計画及び年度計画

第四期中期目標を達成するための中期計画に掲げる項目及びその内容と令和6年度の年度計画との関係は以下のとおりです。

詳細につきましては、第四期中期計画及び年度計画をご覧ください。

<https://www.jhf.go.jp/about/organization/plan.html>



第四期中期計画と主な指標等	令和6年度年度計画と主な指標等
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
<証券化支援事業>	
フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストックを30万戸以上とする。	フラット35の申請件数のうち長期優良住宅の技術基準を満たす住宅に係るもののストックを26.3万戸以上とする。
フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を25%以上(可能な限り28%)とする。	フラット35の申請件数に占める既存住宅の割合を25.0%以上とする。
フラット35地域連携型に新たに連携して取り組む地方公共団体数を100団体以上とする。	－(令和4年度において中期計画達成済みのため設定なし)
フラット35に係る住宅ローン債権の買取申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を3日とし、当該期間内に8割以上を処理する。	フラット35に係る住宅ローン債権の買取申請を受けた日から仮承認の決定をするまでの標準処理期間を3日とし、当該期間内に8割以上を処理する。
証券化支援事業等を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努める。	証券化支援事業等を通じて得た知見を活用し、米政府抵当金庫をはじめとする国内外の機関との情報交換や支援に努める。
<住宅融資保険等事業>	
リバースモーゲージ型住宅ローン制度の普及に関する啓発活動の実施回数を400回以上とする。	－(令和5年度において中期計画達成済みのため設定なし)
住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入を20機関以上とする。	住宅融資保険を活用したリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱金融機関の新規参入を1機関以上とする。
<住宅資金融通等事業>	
自然災害からの復興を支援するため、発災時には地方公共団体等と連携して電話、面談等による相談等の被災者支援の業務実施態勢を機動的に構築し、災害復興住宅融資等を実施するとともに、返済方法の変更等により被災者の継続的な返済を支援する。	・発災時には地方公共団体等と連携して被災地における出張相談のほか電話、インターネットその他の通信手段を活用した相談等の被災者支援の業務実施態勢を機動的に構築した上で災害復興住宅融資等を実施する。 ・被災者の状況に応じた災害特例等による柔軟な条件変更等を行うとともに、必要に応じて自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン等の適用を勧奨する等、適切な措置を講ずる。
マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数を7,200組合以上とする。	マンションすまい・る債を活用するマンション管理組合数を1,850組合以上とする。

省エネルギー性能の高い子育て世帯向け賃貸住宅融資を行うとともにサービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえて行う。	省エネルギー性能の高い子育て世帯向け賃貸住宅融資を行うとともに、サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を地域の需要や医療・介護サービスの提供体制を踏まえて行う。
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項	
一般管理費を令和2年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに2.5%以上削減する。	一般管理費を令和2年度に比べ、中期目標期間の最終年度までに2.5%以上削減する。
証券化支援業務に係る毎年度の経費率について、中期目標期間の平均を0.15%以下とするように努める。	証券化支援業務に係る毎年度の経費率について、中期目標期間の平均を0.15%以下とするように努める。
直接融資業務に係る毎年度の経費率について、中期目標期間の平均を0.52%以下とするように努める。	直接融資業務に係る毎年度の経費率について、中期目標期間の平均を0.52%以下とするように努める。
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」に基づく取組を着実に実施するとともに、その趣旨を踏まえ、契約等の公正性・透明性を確保するよう努める。	・調達等合理化計画は、契約監視委員会の点検を受け、策定・公表し、年度終了後、実施状況の自己評価についても同様に契約監視委員会の点検を受け公表する。 ・これまで契約監視委員会で点検を受けたことがない類型の競争性のない随意契約について、住宅金融支援機構内部に設置する契約審査委員会において随意契約によらざるを得ない理由の事前点検を行い、契約後にその妥当性について契約監視委員会の点検を受ける。 ・一者応札・応募となった調達案件について、入札に参加しなかった事業者に対するヒアリング等を行った上で改善策を策定し、その妥当性について契約監視委員会の点検を受ける。 ・「独立行政法人の随意契約に係る事務について」による随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施する。
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項	
投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努め、緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しない。	・投資家への情報発信を行うとともに、市場関係者等のニーズを踏まえながら、安定的かつ効率的な市場からの資金調達に努める。 ・緊急性の高い災害復興住宅融資等の災害対応に係る融資以外は財政融資資金に依存しない。
新型コロナウイルス感染症の拡大等による経済事情の変動やこれらに関する政府方針等に十分留意し、債務者に寄り添った丁寧な対応を行いつつ確に債権管理業務を行う。また、年度計画においてリスク管理債権に関する定量目標を設定し、リスク管理債権の抑制に努める。	・証券化支援事業においては、買取債権残高に対するリスク管理債権の残高の比率を2.2%以内とする。 ・既往債権管理業務においては、リスク管理債権の残高を令和5年度末から4.3%以上削減する。
短期借入金の限度額 15,000億円	短期借入金の限度額 15,000億円

IV その他業務運営に関する重要事項	
顧客からの相談、苦情等に適切に対応し、制度・運用の見直しにつなげるとともに、高齢化等社会経済情勢の変化を踏まえ、適切に顧客説明を行うことにより、顧客保護を徹底する。	顧客からの相談、苦情等に適切に対応し、制度・運用の見直しにつなげるとともに、高齢化等社会経済情勢の変化を踏まえ、適切に顧客説明を行うことにより、顧客保護を徹底する。
独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律及び個人情報の保護に関する法律に基づき、適切な対応を行う	安全管理措置の実施等個人情報の適正な管理等を行うとともに、適正かつ円滑な情報公開を行う。
国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を継続して実施する。	国、関係機関等と脅威情報を共有しつつ、外部からの不正アクセス等に対して、ソフト・ハードウェア両面での対策を実施する。
住宅金融支援機構の業務に求められる能力・専門性を向上させるための研修等を通じた人材の育成を行う。	・外部組織との人材交流、外部人材の活用等により必要な人材を確保する。 ・金融、建築、IT等、住宅金融支援機構の業務を行う上で高度な専門性が求められる分野及びマネジメントについて、OJTによるノウハウの蓄積、専門研修の実施、外部組織への研修派遣、階層別研修等、職員の能力・資質・専門性を向上させるための研修等を通じた人材の育成を行う。

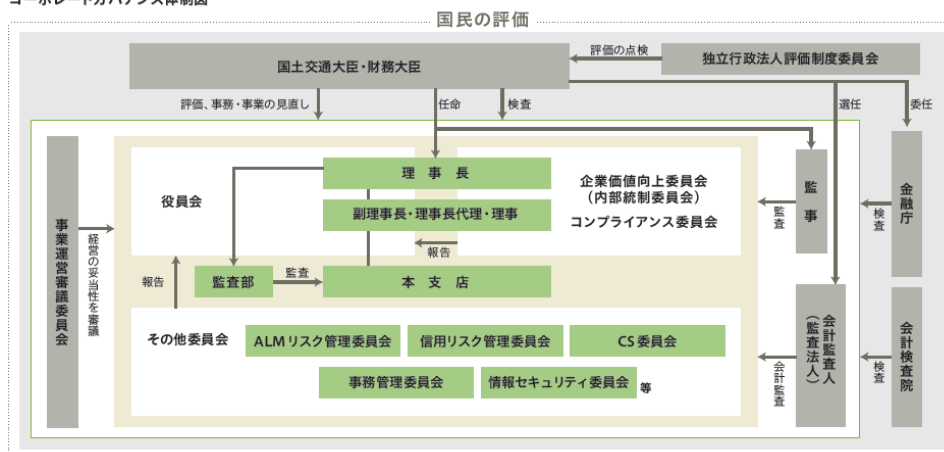
7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

住宅金融支援機構では、独立行政法人としての基本的使命と社会的責任を認識し、独立行政法人通則法等に基づき、透明性・効率性の高い経営に取り組んでいます。また、高い倫理観と見識を持ち、業務の健全性及び適切性を確保するためにガバナンス体制の強化に取り組んでいます。

独立行政法人通則法及び業務方法書の規定に基づき、内部統制基本方針をはじめとして、住宅金融支援機構の業務の適正を確保するための内部統制に関する規程等を整備しています。内部統制の推進については企業価値の向上について組織横断的に審議を行う場として、企業価値向上委員会（内部統制委員会）を設置しており、同委員会は、理事長を委員長、全役員（監事を除く。）を委員とし、住宅金融支援機構全体及び各部署ごとの内部統制の推進に関する具体的な取組である企業価値向上取組実施計画を作成・点検することに加え、組織横断的に検討すべき企業価値の向上に資する事項の審議等を行うことを目的としております。

コーポレートガバナンス体制図



内部統制システムの整備の詳細につきましては、「14. 内部統制の運用に関する情報」及び業務方法書をご覧ください。

<https://www.jhf.go.jp/about/organization/index.html>



(2) 役員等の状況

(令和7年3月31日現在)

① 役員等の状況

役職	氏 名	任 期	担 当	経 歴
理事長	毛利 信二	令和3年4月1日 ～令和7年3月31日	監査	昭56年4月 建設省入省 平29年7月 国土交通事務次官 平31年2月 三井住友信託銀行(株)顧問 平31年4月 (公社) 全日本不動産協会特別顧問、 全日みらい研究所所長 令2年6月 (一財) 土地総合研究所理事長 令3年4月 当機構理事長
副理事長	浪波 哲史	令和6年1月1日 ～令和9年12月31日	リスク統括	昭62年4月 住宅金融公庫入庫 平31年4月 当機構近畿支店長 令3年4月 当機構理事 令5年4月 当機構理事(再任) 令6年1月 当機構副理事長
理事	川埜 亮	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	経営企画、 業務企画	平5年4月 建設省入省 令4年4月 国土交通省不動産・建設経済局総務課長 令5年4月 当機構理事
理事	吉田 英夫	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	国際・調査、 財務企画	昭60年4月 大正海上火災保険(株)入社 令2年1月 三井住友海上火災保険(株)理事 国際事業部部長 (兼) 東アジア・インドチーム長 令3年4月 当機構理事 令5年4月 当機構理事(再任)
理事	喜多 亮衛	令和6年1月1日 ～令和7年3月31日	市場資金、 情報システム、 総務人事	平2年4月 住宅金融公庫入庫 令5年4月 当機構リスク統括部長 令6年1月 当機構理事
理事	成田 潤也	令和5年7月31日 ～令和7年7月30日	事業融資、 マンション・ まちづくり支 援、 債権管理	平5年4月 建設省入省 令4年7月 国土交通省住宅局市街地建築課長 令5年7月 当機構理事
理事	城野 敏江	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	コンプライア ンス・法務、 審査、 CS・事務管 理	昭62年4月 住宅金融公庫入庫 平31年4月 当機構コンプライアンス・法務部長 令2年7月 当機構理事 令3年4月 当機構理事(再任) 令5年4月 当機構理事(再任)
理事	中島 康成	令和5年4月1日 ～令和7年3月31日	地域業務統 括、 住宅融資保険	昭63年4月 住宅金融公庫入庫 令3年4月 当機構近畿支店長 令5年4月 当機構理事
監事	木村 誠	令和3年7月1日 ～令和6事業年度の 財務諸表承認日		昭59年4月 (株) 第一勧業銀行入社 平29年6月 みずほ信用保証(株)代表取締役社長 令3年7月 当機構監事
監事	大塚 弘美	令和3年7月1日 ～令和6事業年度の 財務諸表承認日		平3年4月 国土庁入庁 令2年8月 国土交通省大臣官房参事官(土地利用担当) 令3年7月 当機構監事
監事	鈴木 恭人	令和3年7月1日 ～令和6事業年度の 財務諸表承認日		平4年4月 大蔵省入省 令2年7月 財務省大臣官房付 (兼) 内閣官房内閣参事官(内閣情報調査室) 令3年7月 当機構監事

② 会計監査人の氏名又は名称及び報酬

会計監査人は有限責任監査法人トーマツであり、当該監査法人及び当該監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、当事業年度の住宅金融支援機構(連結対象とした特定関連会社がある場合は当該特定関連会社を含む。)の監査証明業務に基づく報酬の額は36百万円です。なお、非監査業務に基づく報酬はありません。

(3) 職員の状況

令和6年度末における常勤職員は906人(令和5年度末比25人増加、2.8%増)であり、平均年齢は43.2歳(令和5年度末43.2歳)です。このうち、国等からの出向者は7人で、民間からの出向者は該当ありません。

なお、前述の常勤職員数のほかに令和7年3月31日付けで退職した常勤職員が14人います。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)に基づく行動計画(計画期間:令和6年4月2日~令和8年4月1日)において、管理職及びリーダー層の女性比率の目標、育児休業及び男性の育児参加のための休暇等の取得目標を設定しています。令和6年度の育児休業等の実績は、次のとおりとなりました。

○管理職及びリーダー層の女性比率の目標(令和7年4月1日時点)

- ・管理職に占める女性職員の割合(目標9%以上):9.0%

※ 令和9年4月1日には10%以上を目指す。

- ・主任調査役及び調査役に占める女性職員の割合(目標33%以上):36.8%

○育児休業及び男性の育児参加のための休暇等の取得目標

- ・男性職員育児休業取得率(目標50%以上):88.9%(9名中8名取得)
- ・女性職員育児休業取得率(原則100%):100%(6名中6名取得)
- ・男性の育児参加のための休暇等5日以上取得率(目標90%以上):100%(13名中13名取得)

(4) 重要な施設などの整備等の状況

当事業年度に完成した主要な施設等、当事業年度に継続中の主要な施設等の新設・拡充はありません。

当該事業年度に処分した主要な施設等については、次のとおりです。

- ① 旧北海道支店事務所(取得価額376.9百万円、減価償却累計額123.1百万円、売却額350.0百万円、売却益96.2百万円)
- ② 旧東北支店事務所(取得価額380.5百万円、減価償却累計額122.0百万円、売却額811.5百万円、売却益553.0百万円)

(5) 純資産の状況

① 資本金の額及び出資者ごとの出資額

当期増加額は、【リ・バース60】及び災害復興住宅融資等に係る追加出資に伴い、一般会計から28.6億円を受け入れたものです。

(単位：百万円)

区 分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政 府 出 資 金	692,095	2,863	-	694,958
一 般 会 計 出 資 金	615,095	2,863	-	617,958
財 政 投 融 資 特 別 会 計 出 資 金	54,500	-	-	54,500
金 利 変 動 準 備 基 金	22,500	-	-	22,500
資 本 金 合 計	692,095	2,863	-	694,958

② 目的積立金の申請状況、取崩内容

第三期中期目標期間最終年度（令和2年度）の積立金1,562,288百万円のうち、団体信用生命保険等業務の財源等に充てるため、前中期目標期間繰越積立金として主務大臣の承認を受けた額は329,550百万円です。

令和6年度の前中期目標期間繰越積立金取崩額1,075百万円は、固定資産の減価償却に要する費用等に充てるため、取り崩したものです。

(6) 財源の状況

① 財源の内訳(債券発行、借入金、補助金等)

独立行政法人住宅金融支援機構法第19条に基づき主務大臣の認可を受けて、証券化支援事業及び住宅資金融通等事業に必要な費用に充てるため、長期借入れをし(民間借入金の期末残高382,230百万円)、並びに住宅金融支援機構債券及び住宅金融支援機構財形住宅債券等を発行しています(令和6年度978,433百万円、期末残高20,137,372百万円)。

令和6年度においては、一般会計から優良住宅整備促進事業等補助金及び住宅市場整備推進等事業費補助金22,650百万円を受け入れています。

② 自己収入に関する説明(自己収入の概要、収入先等)

当法人の主な自己収入は、以下のとおりです。

資金運用収益 : 証券化支援業務における買取債権利息、財形住宅資金貸付業務、住宅資金貸付業務及び既往債権管理業務における貸付金利息等

保険引受収益 : 団体信用生命保険等業務における団信特約料、団信配当金等

役務取引等収益 : 独立行政法人勤労者退職金共済機構及び独立行政法人福祉医療機構からの受託業務に係る受託手数料等

当法人の経常収益は459,507百万円で、その主な内訳は、買取債権利息や貸付金利息等の資金運用収益358,240百万円(経常収益の78.0%)、団信特約料や団信配当金等の保険引受収益57,735百万円(経常収益の12.6%)、勤退受託手数料等の役務取引等収益435百万円(経常収益の0.1%)等となっています。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況（配慮の方針等）

住宅金融支援機構では、省エネルギー性や耐震性等に優れた住宅を取得する場合に一定期間金利を引き下げる【フラット35】Sを実施する等、良質な住宅の普及に取り組んでいます。

また、【フラット35】のうち「省エネルギー性に優れた住宅」を対象とした住宅ローン債権の買取代金を資金使途とする住宅金融支援機構債券（グリーンボンド）（※1）を一般担保債券（※2）又は政府保証債（※3）として発行しており、令和6年度末時点で発行累計額は1兆3,550億円となっています。

なお、住宅金融支援機構債券（グリーンボンド）発行の枠組は、国際資本市場協会（ICMA）の「グリーンボンド原則2021」及び環境省の「グリーンボンドガイドライン2022年版」に適合するものとして第三者評価を得ています。

- （※1）グリーンボンドとは、再生可能エネルギーの活用や省エネルギー性の向上といった環境改善効果のある事業（グリーンプロジェクト）の資金を調達するために発行される債券のことです。
- （※2）一般担保債券のグリーンボンドは、国内初の住宅ローンを対象とするグリーンボンドとして平成30年度に発行して以降、令和4年度まで発行しています。
- （※3）政府保証債のグリーンボンドは、国内初の政府保証付きグリーンボンドとして令和3年度に発行して以降、毎年度発行しています。

<グリーンボンドによる環境改善のイメージ>



【参考】住宅金融支援機構債券（グリーンボンド）の発行実績（令和6年度末時点）

【一般担保債券】

	平成30年度		令和元年度					令和2年度			
	機構第255回債	機構第269回債	機構第271回債	機構第274回債	機構第275回債	機構第281回債	機構第285回債	機構第286回債	機構第295回債	機構第296回債	
年限	20年	20年	10年	10年	20年	20年	10年	20年	10年	20年	
発行額	100億円	100億円	200億円	200億円	100億円	100億円	300億円	100億円	200億円	150億円	
発行日（払込日）	平成31年1月21日	令和元年7月17日	令和元年9月18日	令和元年10月11日	令和元年10月11日	令和2年1月20日	令和2年4月17日	令和2年4月17日	令和2年7月17日	令和2年7月17日	
表面利率	0.548%	0.273%	0.055%	0.055%	0.246%	0.350%	0.155%	0.379%	0.150%	0.445%	
格付け	S&P	A+	A+	A+	A+	A+	A+	A+	A+	A+	
	R&I	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	

	令和2年度										令和3年度
	機構第298回債	機構第302回債	機構第303回債	機構第305回債	機構第306回債	機構第308回債	機構第310回債	機構第311回債	機構第312回債	機構第316回債	
年限	10年	10年	20年	10年	15年	15年	10年	20年	15年	20年	
発行額	200億円	250億円	100億円	250億円	200億円	100億円	100億円	100億円	100億円	100億円	
発行日（払込日）	令和2年8月17日	令和2年10月16日	令和2年10月16日	令和2年11月20日	令和2年11月20日	令和2年12月11日	令和3年1月18日	令和3年1月18日	令和3年2月15日	令和3年4月16日	
表面利率	0.145%	0.145%	0.445%	0.140%	0.334%	0.306%	0.145%	0.454%	0.357%	0.501%	
格付け	S&P	A+	A+	A+	A+	A+	A+	A+	A+	A+	
	R&I	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	

	令和3年度									令和4年度
	機構第318回債	機構第319回債	機構第323回債	機構第324回債	機構第326回債	機構第331回債	機構第334回債	機構第338回債	機構第350回債	
年限	15年	20年	15年	20年	15年	20年	15年	20年	20年	
発行額	200億円	100億円	100億円	100億円	100億円	150億円	150億円	150億円	150億円	
発行日（払込日）	令和3年5月21日	令和3年5月21日	令和3年7月16日	令和3年7月16日	令和3年8月16日	令和3年10月15日	令和3年11月19日	令和4年1月21日	令和4年7月15日	
表面利率	0.342%	0.491%	0.294%	0.443%	0.269%	0.482%	0.481%	0.405%	0.930%	
格付け	S&P	A+	A+	A+	A+	A+	A+	A+	A+	
	R&I	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	AA+	

【政府保証債】

	令和3年度					令和4年度				
	政保第1回債	政保第2回債	政保第3回債	政保第4回債	政保第5回債	政保第6回債	政保第7回債	政保第8回債	政保第9回債	政保第10回債
年限	5年	12年	5年	12年	12年	5年	15年	12年	15年	12年
発行額	1,000億円	300億円	400億円	300億円	200億円	500億円	250億円	300億円	200億円	300億円
発行価額	100.431円	100円	100.583円	100円	100円	100.200円	100円	100円	100円	100円
発行日（払込日）	令和3年6月18日	令和3年9月27日	令和3年12月16日	令和3年12月23日	令和4年2月24日	令和4年6月20日	令和4年6月27日	令和4年9月16日	令和4年9月27日	令和4年12月19日
表面利率	0.001%	0.086%	0.001%	0.096%	0.265%	0.001%	0.675%	0.415%	0.667%	0.614%

	令和4年度				令和5年度					
	政保第11回債	政保第12回債	政保第13回債	政保第14回債	政保第15回債	政保第16回債	政保第17回債	政保第18回債	政保第19回債	政保第20回債
年限	15年	5年	12年	20年	5年	20年	12年	15年	15年	20年
発行額	200億円	250億円	200億円	200億円	400億円	200億円	200億円	200億円	200億円	200億円
発行価額	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円
発行日（払込日）	令和4年12月23日	令和5年2月16日	令和5年2月24日	令和5年3月14日	令和5年5月25日	令和5年5月31日	令和5年6月19日	令和5年6月26日	令和5年9月14日	令和5年9月25日
表面利率	0.845%	0.203%	0.831%	1.223%	0.140%	1.000%	0.611%	0.797%	1.065%	1.442%

	令和5年度					令和6年度				
	政保第21回債	政保第22回債	政保第23回債	政保第24回債	政保第25回債	政保第26回債	政保第27回債	政保第28回債	政保第29回債	政保第30回債
年限	15年	20年	20年	20年	12年	20年	15年	15年	20年	20年
発行額	200億円	200億円	200億円	100億円	200億円	100億円	150億円	150億円	100億円	100億円
発行価額	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円
発行日（払込日）	令和5年12月19日	令和5年12月21日	令和6年1月24日	令和6年2月20日	令和6年2月26日	令和6年5月24日	令和6年5月30日	令和6年6月14日	令和6年6月20日	令和6年7月17日
表面利率	1.118%	1.628%	1.417%	1.518%	0.894%	1.714%	1.384%	1.531%	1.760%	1.927%

	令和6年度									
	政保第31回債	政保第32回債	政保第33回債	政保第34回債	政保第35回債	政保第36回債	政保第37回債	政保第38回債	政保第39回債	政保第40回債
年限	15年	15年	20年	20年	15年	20年	15年	30年	5年	15年
発行額	100億円	100億円	100億円	100億円	100億円	100億円	100億円	100億円	300億円	100億円
発行価額	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円	100円
発行日（払込日）	令和6年7月24日	令和6年8月21日	令和6年8月30日	令和6年9月20日	令和6年9月26日	令和6年10月16日	令和6年10月18日	令和6年11月15日	令和6年11月18日	令和6年12月17日
表面利率	1.619%	1.460%	1.820%	1.775%	1.425%	1.738%	1.398%	2.247%	0.593%	1.598%

	令和6年度			
	政保第41回債	政保第42回債	政保第43回債	政保第44回債
年限	20年	5年	15年	20年
発行額	100億円	300億円	100億円	100億円
発行価額	100円	100円	100円	100円
発行日（払込日）	令和6年12月19日	令和7年1月22日	令和7年1月31日	令和7年2月19日
表面利率	1.899%	0.831%	1.667%	2.059%

物品等の調達については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）等に基づく諸施策を尊重し、これらを踏まえて取り組んでいます。

なお、住宅金融支援機構は、気候変動対策が重要な課題と認識し、多様な金融サービスの提供等を通じて気候変動対応を進める観点から、金融安定理事会（F S B : Financial Stability Board）が設立した気候関連財務情報開示タスクフォース（T C F D : Task Force on Climate-related Financial Disclosures）の提言に対し令和4年6月に賛同しました。

今後はT C F Dの提言を踏まえた情報開示を適切に行うとともに、開示基準に関する国際的な動向を踏まえた日本における対応を注視しながら、気候変動対策の取組の進展を図ってまいります。

※ T C F Dの気候関連財務情報開示に関する4つの提言への対応状況等、詳細につきましては、統合報告書をご覧ください。
<https://www.jhf.go.jp/about/disclosure/index.html>



（8）法人の強みや基盤を維持・創設していくための源泉

国の政策実施機関として次の源泉を活かし、効率性の高い事業運営を行っております。

法人の強みや基盤を維持・創設していくための源泉			
社会・関係資本	人的資本	知的資本	財務資本
・民間金融機関とのネットワーク ・地方公共団体とのネットワーク ・住宅技術基準の検査ネットワーク	・少数精鋭による高い効率性	・住宅金融のプロフェッショナルとして蓄積したノウハウ ・住宅政策・住宅技術の専門的知見	・安定的な財務基盤 ・金融市場からの安定的な資金調達

8. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

住宅金融支援機構では、経営の健全性を維持し、国民の皆さまからのご理解と信頼が得られるように、業務上発生し得る様々なリスクを適切に管理する態勢の整備に取り組んでいます。

具体的には、リスク管理基本規程を策定し、リスク管理の目的、各リスクの特定・定義、管理体制・手法、管理の実施状況の監査等、基本的な体系を定めています。各リスクの具体的な管理手法等については、信用リスク管理規程等のリスク管理に関する諸規程で定めています。

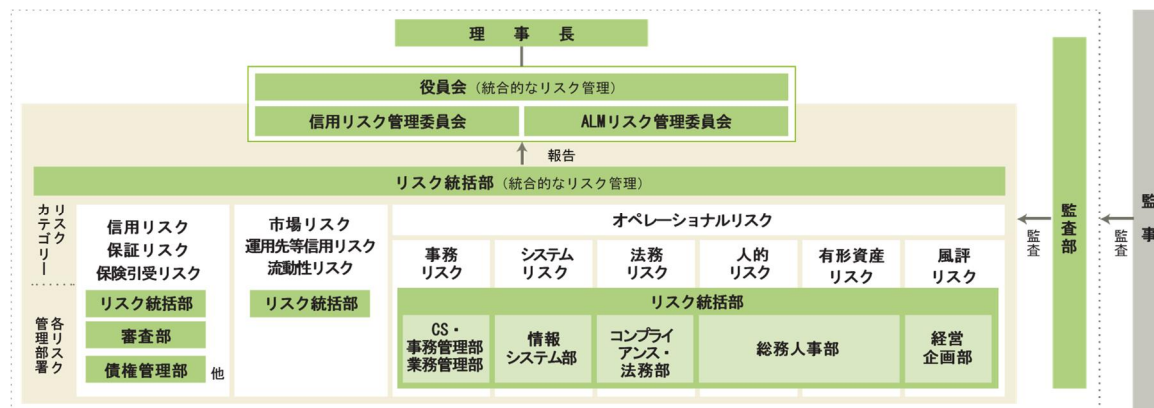
これらに基づき、住宅ローン等の事業の特性を踏まえたリスク管理を実施するとともに、住宅金融支援機構の業務・特性を踏まえ、各リスクを総体的に把握・評価することによる統合的な観点からのリスク管理を行っています。

住宅金融支援機構では、リスクの種類を信用リスク、保証リスク、保険引受リスク、市場リスク、運用先等信用リスク、流動性リスク及びオペレーショナルリスクに分類しています。また、経済情勢等の大きな変化があった場合は、必要に応じて新たに管理すべきリスクを特定することとしています。

これらのリスクを定性面・定量面から適切に管理するために、各リスクの管理を担当する役員・部署を定めています。

また、各リスクを統合的な観点から管理するために、各リスクの計量結果、管理状況等を全体として把握・評価し、定期的に役員会に報告しています。

【リスク管理体制】



(2) 統合的リスク管理の取組

住宅金融支援機構では、財務の安定性を確保するため、個別リスクを総体的に把握・評価し、経営として許容できる範囲内にリスクを制御することによる統合的リスク管理の取組を行っています。

具体的な取組については、次のとおりです。

- ・個別リスク管理部署は各リスクを管理し、統合的リスク管理部署であるリスク統括部は、個別リスク管理部署等から必要なデータや個別リスクの管理・評価結果の報告を受けて、住宅金融支援機構全体のリスクを把握・評価し、個別のリスク管理委員会又は役員会で審議しています。

- ・経営として許容できる範囲内にリスクを制御できているかを確認するため、個別のリスクごとにモニタリング指標を設け、当該指標ごとにアラーム値を設定しています。指標ごとに月次等で実績を確認し、当該実績がアラーム値を超えた場合は、速やかにリスク管理を担当する役員等へ報告を行っています。また、リスク管理を担当する役員等が必要と判断した場合は、個別のリスク管理部署等にリスクコントロールの検討を促しています。

なお、個別リスクのうち、信用リスク、保証リスク及び保険引受リスクに関する事項は信用リスク管理委員会、市場リスク、運用先等信用リスク及び流動性リスクに関する事項はALMリスク管理委員会で審議し、必要に応じて役員会でも審議しています。

また、ストレスシナリオを考慮した中長期的な生涯収益シミュレーションにより信用リスク量及び市場リスク量を計測することで、住宅金融支援機構の経営として許容できる範囲内にリスクを制御できているかを確認し、個別のリスク管理委員会及び役員会に報告しています。

(3) トップリスクとリスクマップ

住宅金融支援機構では、リスクをより大局的、本質的に捉えるため10項目のトップリスクを定めています。

また、10項目のトップリスクそれぞれに、経営層が認識している課題やリスクの種類ごとに想定される事例を分かりやすくまとめた主要リスク事例を紐付け、整理しています。

さらに、主要リスク事例については発現可能性や経営への影響度に応じてマッピングしたリスクマップを策定しています。リスクマップは、モニタリングを通じて主要リスク事例の発現状況や経営を取り巻く環境の変化を確認し、毎年度策定しています。

トップリスク ※ 以下の項目に対応するリスク	
組織のあり方	気候変動
財務状況	不適切・不正な行為、不作為
ビジネスモデル	システム障害・サーバー攻撃
DX・イノベーション	パンデミック、経済危機、大規模災害、国際情勢の変化等
社会通念・価値観の変化	人材育成等

(4) 業務運営上の課題・リスク及びその対応策の状況

① 各リスクカテゴリーに対する対応

【信用リスク】

信用リスクとは、住宅金融支援機構が保有する債権に係る債務者の信用力の悪化等に伴い、資産の価値が減少又は消失することにより損失を被るリスクをいいます。住宅ローンを主な資産とする住宅金融支援機構においては、ローン

債権の買取審査及び与信審査並びに保有するローン債権の管理及び自己査定を的確に実施するとともに、信用リスク全体の把握、分析及び管理に努めています。

- ・買取審査、与信審査

ローン債権の買取審査及び与信審査に当たっては、審査に関する基準や実施方法を定め、適正な審査を行っています。

- ・自己査定

住宅金融支援機構が保有する貸付債権等についての的確な信用リスク管理を行い、また、独立行政法人会計基準に基づいた適切な財務内容の開示を行うため、自己査定基準を制定し、自己査定を行っています。具体的には、回収の不能又は価値の毀損の危険性の度合いに応じて資産を分類し、過去の貸倒等の実績を踏まえ算定した予想損失率を乗じる等の方法により、貸倒引当金を算定しています。

- ・ポートフォリオ管理

住宅金融支援機構が保有する債権全体の信用リスク量及びリスクの所在を正確に把握するため、信用リスク計量モデル等による定期的なモニタリングを行い、住宅ローンの利用状況の分析、将来の損失発生見通しの計測及び信用リスクに対応するためのコストの算定を行っています。

【保証リスク】

保証リスクとは、保証事故の発生状況が保証料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。住宅金融支援機構では、証券化支援業務（保証型）におけるMBSに対する保証等を引き受けています。これらの保証の引受けに当たっては適正に審査を実施するとともに、保証リスク全体の把握、分析及び管理に努めています。

【保険引受リスク】

保険引受リスクとは、保険事故の発生状況が保険料設定時の予測に反して変動することにより損失を被るリスクをいいます。住宅金融支援機構では、民間金融機関の住宅ローンが事故になった場合の保険等を引き受けています。保険の引受けに当たっては適正に審査を実施するとともに、信用リスク計量モデル等による定期的なモニタリング、将来収支分析による責任準備金の充分性の検証等を通じて、保険引受リスク全体の把握、分析及び管理に努めています。

【市場リスク】

市場リスクとは、金利等のリスク・ファクターの変動に伴い期間損益が変動するリスクをいいます。住宅ローンを主な資産とする住宅金融支援機構においては、期限前償還リスク、再調達・再運用リスク、パイプラインリスク等があります。

- ・期限前償還リスク

期限前償還リスクとは、金利の低下等に伴い貸付金に係る期限前償還額が増加し、予想していた利息収入を逸失すること等により期間損益が悪化するリスクをいいます。住宅金融支援機構では、期限前償還モデルにより期限前償還額を推計するとともに、住宅ローンの証券化、多様な年限による債券発行等を組み合わせて資金を調達することによって管理を行っています。

- ・再調達・再運用リスク

再調達・再運用リスクとは、資金の再調達又は再運用が必要となる場合において、調達金利の上昇に伴い支払利息が増加すること又は運用金利の低下に伴い受取利息が減少することにより期間損益が悪化するリスクをいいます。住宅金融支援機構では、金利モデルを活用することにより、将来の金利変動を加味した資産・負債のキャッシュフローを推計し、当該キャッシュフローにより発生する期間損益を計測するとともに、デュレーション等のリスク指標の定期的なモニタリングを実施することによって管理を行っています。

- ・パイプラインリスク

パイプラインリスクとは、住宅ローンの融資金利決定からその原資の調達金利決定までの期間に金利が変動することにより期間損益が変動するリスクをいいます。住宅金融支援機構では、必要に応じてヘッジ目的の金利スワップ取引を行うこと等により管理を行っています。

【運用先等信用リスク】

運用先等信用リスクとは、余裕金の運用先である債券の発行体、金利スワップ取引のカウンターパーティー等の財務状況の悪化等に伴い、資産の価値が減少又は消失することにより損失を被るリスクをいいます。住宅金融支援機構では、債券の発行体、金利スワップ取引のカウンターパーティー等の信用リスク管理方法を定め、モニタリングを実施しています。

【流動性リスク】

流動性リスクとは、財務内容の悪化等により必要な資金繰りがつかなくなること又は資金を確保するために通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク及び市場の混乱等により市場において取引が行うことができなくなること又は通常より著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスクをいいます。住宅金融支援機構では、流動性リスク対応の管理基準として流動性資産等の保有額の下限額を設定し、当該基準を日々遵守し安定的な資金繰り運営を実施しています。また、緊急時の借入枠の設定により調達手段を確保しており、資金繰りの逼迫度に応じた管理区分（平常時、警戒時、危機時）を設定するとともに、警戒時及び危機時の対応について定めています。さらに、資金繰りに影響を与える事態が生じた場合に迅速に対応できるように行動計画（コンティンジェンシー・ファンディング・プラン）を定める等、体制を構築しています。

【オペレーショナルリスク】

オペレーショナルリスクとは、業務の過程、役職員の活動若しくは情報システムが不適切であること又は外生的な事象が発生することにより損失を被るリスクをいい、このリスクには、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスクが含まれます。住宅金融支援機構では、顕在化したリスク事象の収集による発生状況の把握、原因分析等を踏まえた対応策の策定等に取り組むとともに、業務に内在するリスクとそれを抑止するコントロール手法を自己評価し、その評価結果に基づき業務改善を行うRCSA（Risk Control Self-Assessment）に取り組む等、オペレーショナルリスク管理体制の強化に努めています。主なオペレーショナルリスクの定義と管理手法は次のとおりです。

・事務リスク

事務リスクとは、役職員（役職員以外の者で機構の業務に従事する者を含みます。）が正確な事務を怠ること若しくは事故、不正等を起こすこと又は機構の業務に従事していない者による不正により損失を被るリスクをいいます。住宅金融支援機構では、事務処理マニュアルの整備、事務改善への取組、相互チェックの徹底、事務指導・研修の実施、内部自主点検、事務リスク顕在化事例の収集・分析・再発防止への取組等により事務リスクの削減に取り組んでいます。

・システムリスク

システムリスクとは、情報システムのダウン、誤作動、不備、不正使用等により損失を被るリスクをいいます。住宅金融支援機構では、重要度に応じた区分とリスク評価に基づく対策の実施、性能・信頼性・情報セキュリティ等を踏まえたシステム開発、システム障害の把握・分析・再発防止措置の実施等によりシステムリスクの削減に取り組んでいます。また、万一の障害に備え、危機管理マニュアルを定めるとともに、必要に応じてシステムの二重化、バックアップセンターの設置、災害対応訓練等安定的な稼働の維持に努めています。

・法務リスク

法務リスクとは、法令等違反、不適切な契約締結その他各種取引上の法律関係の不確実性により損失を被るリスクをいいます。住宅金融支援機構では、内部規定の制定、契約書の作成、広告の掲出等を行う際には、法務担当部署によるリーガルチェックを行い、法務リスクの削減に取り組んでいます。また、法令の制定改廃状況、業務に関連する判例等について情報を収集し、法令等違反の防止に努めています。

② 業務運営上の課題等

【デジタル技術の活用】

長期ビジョン「住宅金融支援機構Vision2035」の実現に向けて、中長期的なデジタル技術の活用の方向性である「住宅金融支援機構デジタル戦略2035」を策定しました。

今後は、本戦略に則った取組を進め、お客さまやステークホルダーの皆さまとデジタルによるつながりを最大限活用することにより、多様な金融サービスを安定的・効率的に提供し、ステークホルダーの皆さまと住宅金融支援機構との関係を深化させるとともに、お客さまやステークホルダーの皆さまの更なる負担の軽減及び利便性の向上を図りつつ、新たなビジネス価値を創出していきます。

※ 詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。

<https://www.jhf.go.jp/about/organization/plan.html>



9. 業績の適正な評価の前提情報

令和6事業年度の住宅金融支援機構の各業務についてのご理解とその評価に資するため、各事業の前提となる主な事業のスキーム及び概要並びに事業計画及び事業実績を示します。

●証券化支援事業

【フラット35（買取型）】

住宅金融支援機構が民間金融機関の住宅ローン債権を買い取り、当該住宅ローン債権を信託銀行等に信託します。これを担保として住宅金融支援機構がMBS（資産担保证券）を発行し、住宅ローン債権を買い取るための資金を債券市場（投資家）から調達しています（下図参照）。

この仕組みを活用することにより、全期間固定金利の住宅ローンが民間金融機関においても提供しやすくなります。この住宅ローンは、住宅金融支援機構の示す一定の基準（買取基準）に合致したものである必要があり、融資実行と同時に住宅金融支援機構に債権譲渡されます。

なお、借入金利はMBSの利率等を基にそれぞれの民間金融機関が決定することになります。

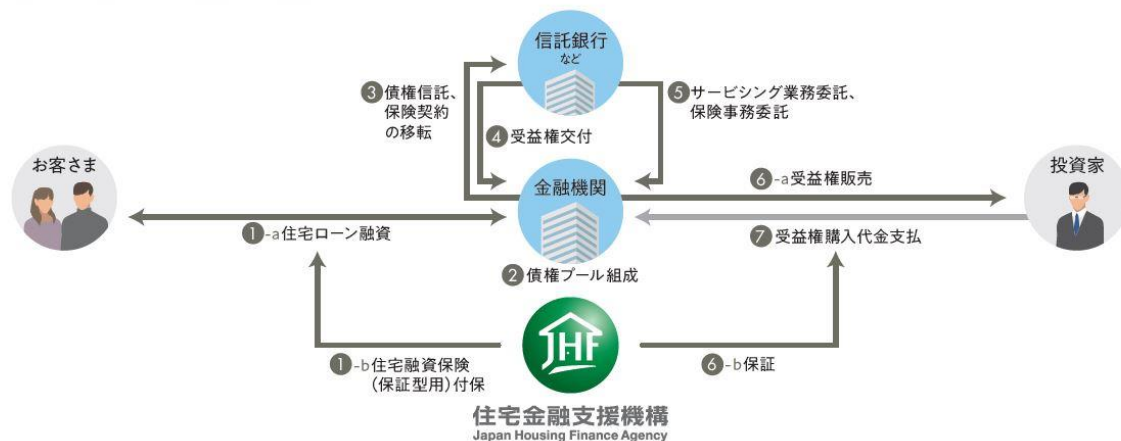
買取型の仕組み



【フラット35（保証型）】

住宅金融支援機構が民間金融機関の全期間固定金利の住宅ローンに対して住宅融資保険（保証型用）を引き受けるとともに、当該住宅ローンを信託して投資家に販売された受益権等について、期日どおりの元利払い保証を行う仕組みです。

保証型の仕組み（信託受益権を投資家に販売するスキーム）



●住宅融資保険等事業

住宅融資保険

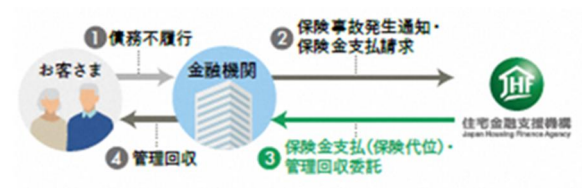
住宅融資保険は、民間金融機関の住宅ローンが不測の事態により事故となった場合に、あらかじめ住宅金融支援機構と民間金融機関との間で締結した住宅融資保険契約に基づき、保険金を支払うものです。

住宅融資保険付きの住宅ローンは、自己資本比率の算定基準では、付保部分について10%のリスクウェイトが適用されます。

保険契約から保険関係の成立まで



保険事故発生時の手続



住宅融資保険の主な商品概要

種別	保険の対象	填補割合
【フラット35】パッケージ型	【フラット35】又は災害復興住宅融資と併せて利用する住宅ローン	10割※3
【フラット35】つなぎ融資型	本体融資が次のいずれかで、土地取得費、工事着工資金、中間金、住宅竣工後の受渡代金等に対する融資期間1年以下のローン ●【フラット35】 ●【フラット35】パッケージ ● 災害復興住宅融資 ● 民間金融機関が災害復興住宅融資と併せて融資する住宅ローン ●【リ・バース60】	
特定個人ローン保険※1 (民間金融機関融資型)	民間金融機関独自の住宅ローン	
【リ・バース60】※2	満60歳以上の方が利用するリバースモーゲージ型住宅ローン(住宅ローン利用者の死亡時に元金を一括で返済するローン)	
特定買取再販ローン保険	既存住宅を買い取り、リフォームを実施して売却する事業(買取再販事業)を行う住宅事業者に対する融資期間1年以下のローン	
特定登録住宅リフォームローン保険	登録住宅※4のリフォーム又は登録住宅とするためのリフォームに対するローン	9割
個人ローン保険※1	民間金融機関独自の住宅ローン	
個人つなぎローン保険※1	土地取得費、工事着工資金、中間金、住宅竣工後の受渡代金等に対する融資期間が1年以下のローン	

※1 会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社である保証会社を保有しない中小金融機関等に限り利用が可能

※2 令和7年1月から証券化支援事業において全期間固定金利タイプの取扱いを開始

※3 填補割合が10割のローンについては、住宅金融支援機構による付保承認が必要

※4 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)に基づき、高齢者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅として都道府県等に登録された住宅

●住宅資金融通等事業

融資業務

災害で被災した住宅の早期の再建、サービス付き高齢者向け賃貸住宅の建設、密集市街地における老朽化住宅の建替え、マンション共用部分の大規模修繕、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた住宅の省エネルギー性能の向上等、政策上重要で、かつ、民間金融機関だけでは十分な対応が困難な分野に限定して、融資業務を行っています。

政策分野	目的	対応する融資等
被災住宅の再建	● 災害で被災した住宅等の早期の再建支援	● 災害復興住宅融資 (住宅の建設、購入、補修)
災害予防	● 地すべりや急傾斜地の崩壊等に備えた家屋の移転や代替住宅建設等の支援 ● 宅地の補強工事により土砂の流出等による災害を予防	● 地すべり等関連住宅融資 ● 宅地防災工事融資
高齢者の居住安定等	● 介護サービス等を提供でき、高齢者が安心して暮らし続けることのできる良質な賃貸住宅の供給を支援 ● 高齢者が自宅をバリアフリー化する場合、マンション建替事業等による住宅の建設又は購入をする場合、災害で被災した住宅等を再建する場合等に、返済方法の特例等を適用し、返済負担を軽減	● サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資 ● リフォーム融資(高齢者向け返済特例) ● 【グリーンリフォームローン】 (高齢者向け返済特例) ● マンション共用部分リフォーム融資 (区分所有者申込み(高齢者向け返済特例)) ● まちづくり融資(高齢者向け返済特例) ● 災害復興住宅融資(高齢者向け返済特例) ● 地すべり等関連住宅融資(高齢者向け返済特例) ● 宅地防災工事融資(高齢者向け返済特例)
子育て世帯支援	● 子育て世帯に必要な住戸規模と省エネルギー性能を有する賃貸住宅の供給を支援	● 子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資 ● 賃貸住宅リフォーム融資
安全な住宅市街地整備	● 土地の合理的な利用により密集市街地における防災機能をはじめとする居住環境の向上支援	● まちづくり融資
マンションストック維持・再生	● マンションの修繕積立金の計画的な積立てや、保管・運用をサポート ● マンションの大規模修繕や建替えの支援	● 【マンションすまいる債】 ● マンション共用部分リフォーム融資 ● まちづくり融資
耐震性の向上	● 耐震改修工事又は耐震補強工事による一戸建てやマンションの耐震性の向上	● リフォーム融資(耐震改修工事) ● マンション共用部分リフォーム融資 ● 賃貸住宅リフォーム融資
2050年カーボンニュートラルの実現	● 断熱改修工事や太陽光発電設備設置工事等による省エネ・創エネの性能向上	● 【グリーンリフォームローン】 ● 【グリーンリフォームローン】 (高齢者向け返済特例) ● 子育て世帯向け省エネ賃貸住宅建設融資

※ このほか、財形貯蓄を行っている勤労者の方への融資等をご用意しています。

令和6年度事業計画及び事業実績

証券化支援事業

(単位：戸、百万円)

買取型				保証型			
事業計画		実績		事業計画		実績	
戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額
55,600	1,775,000	24,977	786,270	9,700	311,200	2,942	96,535

住宅融資保険等事業

(単位：件、百万円)

事業計画	実績（保険関係成立）	
保険価額の総額	件数	金額
346,400	24,877	240,844

※事業計画及び実績には、家賃債務保証保険を含みます。

住宅資金融通等事業

(単位：戸、百万円)

		事業計画		貸付契約実績		資金交付実績
		戸数	金額	戸数	金額	金額
災害等	災害復興住宅	1,446	25,150	221	3,423	3,105
	災害予防等	93	943	28	264	150
	小計	1,539	26,093	249	3,688	3,255
省エネ改良		700	3,000	51	175	122
密集市街地建替等		3,500	54,000	14,093	85,304	55,184
賃貸住宅		10,350	108,000	6,434	108,202	29,066
財形住宅		50	615	4	73	23
合計		16,139	191,708	20,831	197,442	87,651

※貸付契約実績とは、機構が融資することを承認した実績をいいます。

※表示単位未満を四捨五入している関係で、合計は表示された計数により算出したものと一致しない場合があります。

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 当事業年度の主な業務成果・業務実績

① 【フラット35】中古プラスの導入決定

機構が定める技術基準に適合する既存住宅について金利引下げを行う【フラット35】中古プラスの導入を決定しました。

② 【リ・バース60】耐震改修利子補給制度の創設

実質無利子又は低利子により耐震改修融資を実現する【リ・バース60】耐震改修利子補給制度を創設しました。

(2) 自己評価

令和6年度は、年度計画及び第四期中期計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上について、適切に取り組み、総合的にみて当中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行ってまいりました。

各事業（セグメント）ごとの結果と行政コストを併記したものは下表のとおりです。

詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。

<https://www.jhf.go.jp/about/organization/plan.html>

項目		評価 ※	行政コスト
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項			
<証券化支援事業>（証券化支援業務）		B	221,544百万円
<住宅融資保険等事業>（住宅融資保険等業務）		A	5,321百万円
<住宅資金融通等事業>	財形住宅資金貸付業務	B	943百万円
	住宅資金貸付等業務		135,594百万円
	既往債権管理業務		32,089百万円
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項		B	
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項		B	
Ⅳ その他業務運営に関する重要事項		B	

※評価の説明

S：法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

(3) 当中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況

第四期中期目標期間における主務大臣による過年度の総合評価の状況は下表のとおりです。

詳細につきましては、主務大臣評価をご覧ください。

<https://www.jhf.go.jp/about/organization/plan.html>

※ 本事業報告書の作成時点では、令和6年度の主務大臣による総合評価は公表されていません。

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
評価※	B	B	B	-
理由	令和3年度から令和5年度までは、いずれも項目別評価はA又はBであり、全体的にはB評価が大部分であるため、概ね中期計画における所期の目標を達しています。			

※評価の説明

S：法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：法人の業績向上努力により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

11. 予算と決算との対比

【法人単位】

(単位：円)

区 分	予算額	決算額	差 額	備 考
収 入				
国庫補助金	22,636,000,000	22,649,890,000	13,890,000	(注1)
政府出資金	0	2,863,000,000	2,863,000,000	(注2)
財政融資資金借入金	26,300,000,000	3,920,000,000	△ 22,380,000,000	(注3)
民間借入金	72,200,000,000	14,530,000,000	△ 57,670,000,000	(注4)
住宅金融支援機構債券	2,041,616,000,000	973,142,000,000	△ 1,068,474,000,000	(注5)
住宅金融支援機構財形住宅債券	14,700,000,000	5,266,836,900	△ 9,433,163,100	(注6)
買取債権回収金	937,049,543,422	1,190,047,204,842	252,997,661,420	(注7)
貸付回収金	542,776,263,238	557,394,408,099	14,618,144,861	(注8)
業務収入	430,869,845,254	412,937,043,142	△ 17,932,802,112	(注9)
その他収入	60,264,232,731	336,509,031,226	276,244,798,495	(注10)
計	4,148,411,884,645	3,519,259,414,209	△ 629,152,470,436	
支 出				
業務経費	133,380,205,478	130,698,061,037	△ 2,682,144,441	(注11)
証券化支援業務関係経費	55,470,179,734	38,388,130,165	△ 17,082,049,569	
住宅融資保険等業務関係経費	5,395,724,000	4,264,316,521	△ 1,131,407,479	
財形住宅資金貸付業務関係経費	419,573,928	364,383,438	△ 55,190,490	
住宅資金貸付等業務関係経費	62,445,673,771	78,162,759,428	15,717,085,657	
既往債権管理業務関係経費	9,649,054,045	9,518,471,485	△ 130,582,560	
買取債権	1,731,588,000,000	776,050,990,000	△ 955,537,010,000	(注12)
貸付金	181,151,102,000	87,650,760,000	△ 93,500,342,000	(注13)
借入金等償還	1,610,625,622,917	1,794,031,289,000	183,405,666,083	(注14)
支払利息	163,274,662,194	133,514,074,096	△ 29,760,588,098	(注15)
一般管理費	4,030,582,000	3,344,424,454	△ 686,157,546	(注16)
人件費	11,691,966,400	11,392,242,859	△ 299,723,541	(注17)
その他支出	311,126,734,358	714,955,814,686	403,829,080,328	(注18)
計	4,146,868,875,347	3,651,637,656,132	△ 495,231,219,215	

(注1) 証券化支援勘定における補助金受入の増

(注2) 融資保険勘定における出資金受入の増等

(注3) 住宅資金貸付等勘定における借入金の減

(注4) 証券化支援勘定における借入金の減等

(注5) 証券化支援勘定における債券発行額の減等

(注6) 財形住宅資金貸付勘定における債券発行額の減

(注7) 証券化支援勘定における買取債権回収金の増

(注8) 住宅資金貸付等勘定における貸付回収金の増等

(注9) 証券化支援勘定における買取債権利息の減等

- (注10) 住宅資金貸付等勘定における定期預金の払出による収入の増等
- (注11) 証券化支援勘定における役務費用の減等
- (注12) 証券化支援勘定における買取債権の取得の減
- (注13) 住宅資金貸付等勘定における貸付金の減等
- (注14) 証券化支援勘定における債券の償還の増等
- (注15) 証券化支援勘定における債券利息の減等
- (注16) 証券化支援勘定における管理諸費の減等
- (注17) 証券化支援勘定における人件費の減等
- (注18) 住宅資金貸付等勘定における定期預金の預入による支出の増等

※ 詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。
<https://www.jhf.go.jp/teikyou/zaimu.html>



1 2. 財務諸表（要約）

【法人単位】

① 貸借対照表

（単位：百万円）

資産の部	金額	負債の部	金額
現金預け金 ※1	526,878	借入金	608,192
買現先勘定	99,933	債券	20,137,372
金銭の信託	79,601	保険契約準備金	24,973
有価証券	1,170,459	預り補助金等	78,734
買取債権	18,104,740	その他負債	127,706
貸付金	3,896,575	賞与引当金	742
その他資産	70,760	退職給付引当金	10,489
有形固定資産	25,958	保証料返還引当金	233
無形固定資産	15,781	保証債務	1,666,822
保証債務見返	1,666,822	負債の部合計	22,655,263
貸倒引当金（△）	△ 139,975	純資産の部 ※2	
		資本金	694,958
		資本剰余金	381
		利益剰余金	2,167,157
		評価・換算差額等	△ 229
		純資産の部合計	2,862,268
資産の部合計	25,517,531	負債・純資産の部合計	25,517,531

② 行政コスト計算書

（単位：百万円）

	金額
I 損益計算書上の費用	301,784
経常費用 ※3	301,667
特別損失 ※4	117
II その他行政コスト ※5	—
III 行政コスト	301,784

③ 損益計算書

(単位：百万円)

	金額
経常収益 (A)	459,507
資金運用収益	358,240
保険引受収益	57,735
役務取引等収益	435
補助金等収益	38,111
その他業務収益	32
その他経常収益	4,955
経常費用 (B) ※3	301,667
資金調達費用	133,752
保険引受費用	76,936
役務取引等費用	33,460
その他業務費用	4,154
営業経費	36,903
その他経常費用	16,463
特別利益 (C)	766
特別損失 (D) ※4	117
当期純利益 (A-B+C-D)	158,489
前中期目標期間繰越積立金取崩額 (E)	1,075
当期総利益 (A-B+C-D+E)	159,564

④ 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	評価・換算 差額等	純資産合計
当期首残高	692,095	381	2,019,268	△ 300	2,711,445
I 資本金の当期変動額	2,863				2,863
II 資本剰余金の当期変動額 （その他行政コスト） ※5		-			-
III 利益剰余金の当期変動額 （純額）	-		147,889		147,889
IV 評価・換算差額等の当期変動額 （純額）				71	71
当期変動額合計	2,863	-	147,889	71	150,823
当期末残高 ※2	694,958	381	2,167,157	△ 229	2,862,268

⑤ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

	金額
I 業務活動によるキャッシュ・フロー (A)	1,037,752
買取債権の取得による支出	△ 776,051
貸付けによる支出	△ 87,651
人件費支出	△ 11,392
保険金支出	△ 3,210
団信保険料支出	△ 70,396
団信弁済金支出	△ 1,441
買取債権の回収による収入	1,190,047
貸付金の回収による収入	557,394
買取債権利息の受取額	238,876
貸付金利息の受取額	114,900
保険料収入	7,309
団信特約料収入	25,247
団信保険金収入	1,395
団信配当金の受取額	19,230
国庫補助金収入	22,650
国庫補助金の精算による返還金の支出	△ 3,068
地方公共団体補助金等収入	6
国庫納付金の支払額	△ 10,600
その他の収入・支出	△ 175,493
II 投資活動によるキャッシュ・フロー (B)	△ 372,190
有価証券(債券)の取得による支出	△ 108,162
有価証券(債券)の償還による収入	43,739
有価証券(譲渡性預金)の純増減額	△ 118,163
有形固定資産の取得による支出	△ 1,609
有形固定資産の売却による収入	1,162
無形固定資産の取得による支出	△ 11,461
定期預金の預入による支出	△ 319,400
定期預金の払出による収入	142,000
買現先の純増減額	△ 99,933
金銭の信託(単独運用指定金銭信託)の増加による支出	△ 41,189
金銭の信託(単独運用指定金銭信託)の減少による収入	10,826
金銭の信託(合同運用指定金銭信託)の純増減額	130,000
その他支出	△ 0
III 財務活動によるキャッシュ・フロー (C)	△ 797,940
民間長期借入金の借入れによる収入	14,530
民間長期借入金の返済による支出	△ 114,600
債券の発行による収入	974,935
債券の償還による支出	△ 1,642,952
財政融資資金借入金の借入れによる収入	3,920
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 36,479
リース債務の支払いによる支出	△ 146
政府出資金収入	2,863
不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 11
IV 資金増加額 (D=A+B+C)	△ 132,378
V 資金期首残高 (E)	481,857
VI 資金期末残高 (F=E+D) ※1	349,478

※ ※1～※5を付すこと等により、財務諸表の体系内の情報の流れを明示しています。なお、①貸借対照表の※1には定期預金の残高を含みます。

※ 詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

<https://www.jhf.go.jp/teikyou/zaimu.html>



1 3. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

(1) 貸借対照表

【資産の部】

法人全体の資産合計は25,517,531百万円となり、前年度比663,438百万円減(2.5%減)となりました。これは、貸付金が前年度比474,446百万円減(10.9%減)となったことが主な要因です。

【負債の部】

法人全体の負債合計は22,655,263百万円となり、前年度比814,262百万円減(3.5%減)となりました。これは、債券が前年度比664,672百万円減(3.2%減)となったことが主な要因です。

【純資産の部】

法人全体の純資産は2,862,268百万円となり、前年度比150,823百万円増(5.6%増)となりました。これは、利益剰余金が前年度比147,889百万円増(7.3%増)となったことが主な要因です。

利益剰余金には、将来の損失の発生等に備えて独立行政法人通則法第44条第1項に基づく手続又は主務大臣の承認手続を経て積み立てる積立金2,007,593百万円を含みます。利益剰余金のうち当期末処分利益159,564百万円も同様に積立金としています。

(2) 行政コスト計算書

法人全体の行政コストは301,784百万円となり、前年度比18,289百万円増(6.5%増)となりました。これは、その他経常費用が貸倒引当金繰入額の増加により15,349百万円増(1,378.2%増)となったことが主な要因です。

(3) 損益計算書

法人全体の当期総利益は159,564百万円となり、前年度比59,170百万円減(27.1%減)となりました。これは、貸倒引当金戻入額が18,082百万円減(皆減)となったことが主な要因です。

(4) 純資産変動計算書

法人全体における純資産の変動は、150,823百万円となり、前年度比22,739百万円増(17.8%増)となりました。これは、利益剰余金の当期変動額が前年度比21,396百万円増(16.9%増)となったことが主な要因です。

(5) キャッシュ・フロー計算書

【業務活動によるキャッシュ・フロー】

業務活動によるキャッシュ・フローは1,037,752百万円となり、前年度比201,860百万円増(24.1%増)となりました。これは、買取債権の取得による支出が前年度比213,795百万円減(21.6%減)となったことが主な要因です。

【投資活動によるキャッシュ・フロー】

投資活動によるキャッシュ・フローは△372,190百万円となり、前年度比

305,699百万円減（459.8%減）となりました。これは、定期預金の預入による支出が前年度比319,400百万円増（皆増）となったことが主な要因です。

【財務活動によるキャッシュ・フロー】

財務活動によるキャッシュ・フローは△797,940百万円となり、前年度比110,211百万円増（12.1%増）となりました。これは、財政融資資金借入金の返済による支出が前年度比243,888百万円減（87.0%減）となったことが主な要因です。

1 4. 内部統制の運用に関する情報

住宅金融支援機構は、役員（監事を除く。）の職務執行が独立行政法人通則法、独立行政法人住宅金融支援機構法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他独立行政法人の業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項を業務方法書に定めていますが、主な項目とその実施状況は次のとおりです。

＜ 役員会の設置及び役員の分掌（業務方法書第38条） ＞

理事長の意思決定に資することを目的として、「役員会規程」を定め役員会を設置し、原則毎週開催しており、令和6年度は37回開催しています。独立行政法人住宅金融支援機構法及び「組織規程」の規定に基づき、理事長が役員等の担当業務を通知し、事務分掌を明示することにより責任を明確化しています。

＜ 内部統制の推進（業務方法書第40条） ＞

「内部統制基本方針」及び「内部統制推進規程」を定め、内部統制を担当する役員と職員の面談、モニタリング体制の整備、内部統制に関する研修の実施等により、内部統制の推進がPDCAサイクルにより具体的かつ継続的に実施される仕組みを構築しています。また、業務方法書第40条第1号に規定する内部統制委員会として「企業価値向上委員会」及び「コンプライアンス委員会」を設置しており、企業価値向上委員会では、内部統制の推進に加えて、機構の企業価値を向上させるために組織として横断的、一体的に検討・推進すべき事項についても議論をしています。令和6年度は両委員会あわせて7回開催しています。

＜ リスク評価と対応（業務方法書第41条） ＞

機構が抱えるリスクを適切に管理し、社会的信用並びに経営における自律性、効率性及び透明性を向上させることを目的とし「リスク管理基本規程」を定めています。また、個別リスクの規模、特性等に応じて、リスク管理に関する事項を審議するため、個別リスク管理委員会として、「ALMリスク管理委員会」及び「信用リスク管理委員会」を設置しています。令和6年度は両委員会あわせて29回開催しています。

＜ 情報システムの整備及び利用（業務方法書第42条） ＞

情報システムの整備及び利用に関する規程として「情報処理業務取扱規程」を定め、これに基づき職員から役員に必要な情報（特に、危機管理及び内部統制に関する情報）が伝達される仕組みの整備や効率的な業務運営のための業務システムの活用を行っています。また、IT投資による投資効果の確保及びシステムの適正な運営管理に関する事項を審議するため、「IT戦略委員会」を設置してい

ます。令和6年度は5回開催しています。

＜ 情報セキュリティの確保及び個人情報保護（業務方法書第43条） ＞

情報セキュリティの確保及び個人情報保護に関する規程として「情報セキュリティ規程」を定めています。また、情報セキュリティに係る事項を審議し、情報セキュリティの水準を適切に維持することを目的として「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティ対策推進計画の策定、その実施状況の評価等を行っています。令和6年度は2回開催しています。

＜ 監事監査及び内部監査（業務方法書第44条・第45条） ＞

監事及び監事監査に関する規程等として、「監事監査要綱」等を定め、理事長と常時意思疎通を確保する体制や補助者の独立性に関すること等を定めています。監事は、機構の業務及び会計等に関する監査を行い、監査報告を理事長及び主務大臣に提出し、監査の結果、是正又は改善が必要であると判断したときは、その旨の意見を提出することとしています。

また、理事長は、直属の内部監査担当部署として「監査部」を設置し、機構の経営に資するため、経営課題や業務運営上想定される重要なリスクに重点をおいた内部監査を行わせ、その結果を役員会に報告させています。

＜ 内部通報及び外部通報（業務方法書第46条） ＞

組織的又は個人的な違反行為等の防止、早期発見及び是正を目的として、機構の役職員及び退職者からの通報又は相談を受け付けるために、内部通報及び外部通報に関する事項を「コンプライアンス規程」に定め、内部通報窓口及び外部通報窓口を設置しています。制度が適切に運用されるように、通報者の保護に関する体制及び通報内容の報告体制を整備しています。

＜ 入札及び契約（業務方法書第47条） ＞

入札及び契約に関し、監事及び外部有識者から構成される「契約監視委員会」の設置等に関する規程として「契約監視委員会設置規程」を定めており、令和6年度においては、同委員会を令和6年6月及び令和6年12月に開催し、新規の競争性のない随意契約及び一者応札・応募による契約（令和5年10月から令和6年9月までの契約）の点検等を行っています。

また、一定額以上の調達案件については、「契約審査委員会設置規程」に基づき機構内部に設置する「契約審査委員会」において契約の相手方の選定に係る審査を行い、一層の透明性、公平性及び適切な執行の確保を図っています。令和6年度は30回開催しています。

そのほか、契約事務の適切な実施等を目的として「会計規程」を定めています。

【その他】

＜ 事業運営審議委員会 ＞

「独立行政法人改革等に関する基本方針」（平成25年12月24日閣議決定）を踏まえ、中立的な立場の外部有識者により構成される第三者委員会として、「事業運営審議委員会」を設置しています。「事業運営審議委員会設置規程」に基づ

き、年2回同委員会を開催し、前年度の業務実績、決算及び当該年度の業務の実施状況等を機構から説明し、事業運営の妥当性を審議いただいております。

なお、令和6年度は令和6年10月15日、令和7年3月12日に開催しており、審議概要をホームページに公表しています。

15. 法人の基本情報

(1) 沿革

- 昭和25年6月 ・住宅金融公庫設立
- 平成13年3月 ・資産担保証券（MBS）の発行を開始
- 15年10月 ・証券化支援事業（買取型）（現在の【フラット35（買取型）】）を開始
- 16年10月 ・証券化支援事業（保証型）（現在の【フラット35（保証型）】）を開始
- 17年6月 ・【フラット35（買取型）】に係る優良住宅取得支援制度（現在の【フラット35】S）を開始
- 17年7月 ・独立行政法人住宅金融支援機構法公布
- 18年9月 ・一般担保債券（SB）の発行を開始
- 19年4月 ・住宅金融公庫廃止
- ・独立行政法人住宅金融支援機構設立
- ・独立行政法人第一期中期目標期間開始（平成24年3月までの5年間）
- 21年6月 ・【フラット35】Sに係る「20年金利引下げタイプ」の取扱いを開始（現在は取扱終了）
- 22年2月 ・【フラット35】Sに係る当初10年間の金利引下げ幅を拡大（平成23年9月末までの時限措置）
- 23年5月 ・東日本大震災により被害を受けられた方に対する災害復興住宅融資及び返済方法の変更の制度を拡充（当初5年間の融資金利0%、返済金の払込みの据置等）
- 23年11月 ・サービス付き高齢者向け賃貸住宅融資を開始
- 23年12月 ・【フラット35】Sに係る省エネルギー性に優れた住宅の当初5年間の金利引下げ幅を拡大（平成24年10月末までの時限措置）
- 24年4月 ・独立行政法人第二期中期目標期間開始（平成29年3月までの5年間）
- 27年2月 ・【フラット35】Sに係る当初5年間（長期優良住宅等については、当初10年間）の金利引下げ幅を拡大（平成28年1月末までの時限措置）
- 28年10月 ・【フラット35】リノベ（性能向上リフォーム推進モデル事業）を開始
- 29年4月 ・独立行政法人第三期中期目標期間開始（令和3年3月までの4年間）
- ・【フラット35】子育て支援型・地域活性化型（現在の【フラット35】地域連携型）を開始
- 29年10月 ・新機構団体信用生命保険制度付き【フラット35】の取扱いを開始
- ・住宅確保要配慮者向け賃貸住宅における家賃債務保証保険の取

	扱いを開始
30年 8 月	・「海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律」に基づく国際業務を開始
31年 1 月	・「省エネルギー性に優れた新築住宅」を対象とした住宅ローンを資金使途とするグリーンボンドを発行
令和 2 年10月	・災害復興住宅融資の融資額の内訳（建設資金、土地取得資金等）を廃止し、融資限度額及び融資金利を一本化
3 年 4 月	・独立行政法人第四期中期目標期間開始（令和 7 年 3 月までの 4 年間）
3 年 6 月	・政府保証付きグリーンボンド「政府保証住宅金融支援機構債券（グリーンボンド）」を発行
4 年10月	・【フラット 3 5】新金利引下げ制度（ポイント制）の取扱いを開始
4 年10月	・【フラット 3 5】S（ZEH）を開始
4 年10月	・【グリーンリフォームローン】を開始
5 年12月	・「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく空家等対策関連業務を開始
6 年 2 月	・【フラット 3 5】子育てプラスを開始
6 年 3 月	・災害復興住宅融資の融資限度額を引上げ
7 年 2 月	・【リ・バース 6 0】耐震改修利子補給制度を開始

（２）設立根拠法

独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）

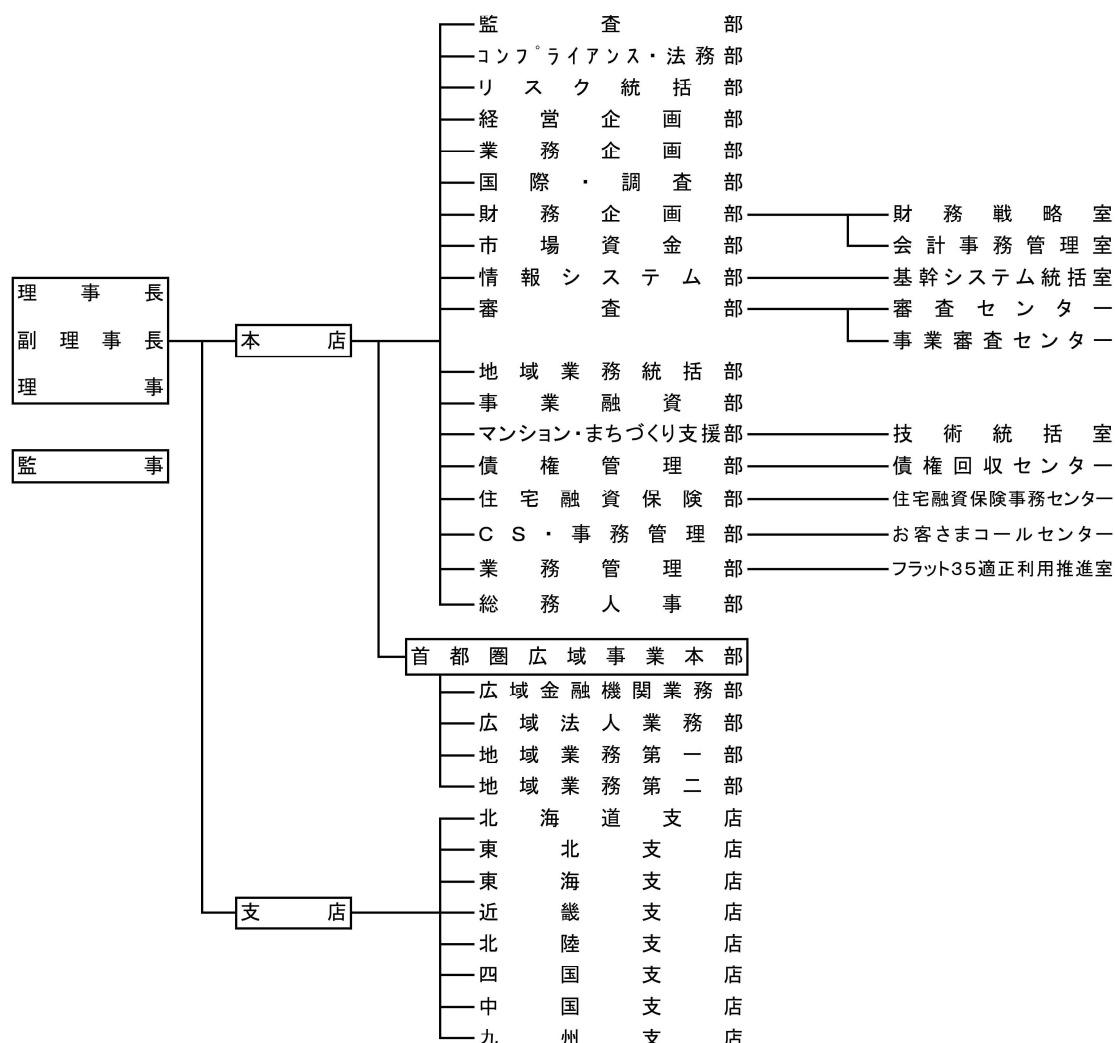
（３）主務大臣（主務省所管課）

国土交通大臣（国土交通省住宅局住宅経済・法制課）

財務大臣（財務省大臣官房政策金融課）

(4) 組織図

(令和7年3月31日現在)



(5) 事務所所在地

(令和7年3月31日)

本店	東京都文京区後楽1-4-10
北海道支店	札幌市中央区北3条西4-1-4 D-LIFEPLACE札幌 11階
東北支店	仙台市青葉区一番町1-9-1 仙台トラストタワー22階
東海支店	名古屋市中区丸の内3-23-20 HF桜通ビルディング7階
近畿支店	大阪市中央区本町4-3-9 本町サンケイビル13階
北陸支店	金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル2階
四国支店	高松市番町1-6-6 甲南アセット番町ビル2階
中国支店	広島市南区松原町2-62 広島JPビルディング9階
九州支店	福岡市博多区博多駅前3-25-21 博多駅前ビジネスセンター6階

(6) 主要な特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等の状況
当事業年度は該当ありません。

(7) 主要な財務データ（法人単位）の経年比較

(単位：百万円)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
経常費用	339,826	311,080	297,867	283,495	301,667
経常収益	577,651	537,497	507,970	500,838	459,507
当期総利益	241,029	229,188	212,525	218,734	159,564
行政コスト	339,906	311,080	297,867	283,495	301,784
資産	27,075,283	27,253,552	26,980,257	26,180,969	25,517,531
負債	24,811,730	24,859,476	24,396,897	23,469,524	22,655,263
利益剰余金又は繰越欠損金(△)	1,562,288	1,700,073	1,892,775	2,019,268	2,167,157
業務活動によるキャッシュ・フロー	△ 160,295	190,278	483,535	835,892	1,037,752
投資活動によるキャッシュ・フロー	253,296	△ 29,450	△ 433,696	△ 66,491	△ 372,190
財務活動によるキャッシュ・フロー	201,545	△ 118,177	△ 562,337	△ 908,152	△ 797,940
資金期末残高	1,090,454	1,133,105	620,607	481,857	349,478

〔参考〕金利変動準備基金

独立行政法人住宅金融支援機構法第25条に定める金利変動準備基金の損益は、次のとおりです。

(単位：百万円)

	前年度末	当年度増減額	当年度末
金利変動準備基金の損益	8,497	318	8,815

<算出方法>

$$\text{当年度増減額} = \text{運用益} - \{ (A2 - B2) - (A1 - B1) - C \} \times \text{買取額}$$

(注1) (注2)

(注1) 金利変動準備基金として保有する国債等に係る当年度の発生利息

(注2) 取引ごとに算出される当年度の発生損失（発生確率95%を超える損失）。ただし、 $(A2 - B2) - (A1 - B1) < C$ の場合は0とする。

A1：提示金利決定時の住宅金融支援機構債券利率

A2：条件決定時の住宅金融支援機構債券利率

B1：提示金利決定時のスワップレート

B2：条件決定時のスワップレート又は解約時精算金換算レート

C：過去10年間ににおける発生確率95%までの損失率

(8) 翌事業年度の予算、収支計画及び資金計画（法人単位）

① 予算

(単位：百万円)

区 分	法人単位
収 入	
国庫補助金	24,824
政府出資金	-
財政融資資金借入金	37,600
民間借入金	46,875
住宅金融支援機構債券	1,386,600
住宅金融支援機構財形住宅債券	15,627
買取債権回収金	894,585
貸付回収金	487,439
業務収入	395,670
その他収入	171,323
計	3,460,544
支 出	
業務経費	121,418
証券化支援業務関係経費	47,780
住宅融資保険等業務関係経費	4,860
財形住宅資金貸付業務関係経費	364
住宅資金貸付等業務関係経費	59,320
既往債権管理業務関係経費	9,094
買取債権	1,285,546
貸付金	187,056
借入金等償還	1,607,407
支払利息	153,942
一般管理費	4,100
人件費	11,578
その他支出	87,479
計	3,458,526

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

② 収支計画

(単位：百万円)

区 分	法人単位
収益の部	422,244
経常収益	422,244
資金運用収益	352,292
保険引受収益	34,160
役務取引等収益	486
補助金等収益	34,963
その他業務収益	35
その他経常収益	308
特別利益	-
費用の部	325,463
経常費用	325,463
資金調達費用	156,139
保険引受費用	57,677
役務取引等費用	31,998
その他業務費用	6,364
営業経費	47,214
その他経常費用	26,072
特別損失	-
純利益	96,780
前中期目標期間繰越積立金取崩額	23,509
総利益	120,289

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

③ 資金計画

(単位：百万円)

区 分	法人単位
業務活動によるキャッシュ・フロー	38,205
業務活動による支出	△ 1,773,148
買取債権の取得による支出	△ 1,285,546
貸付けによる支出	△ 187,056
人件費支出	△ 11,578
その他業務支出	△ 120,126
その他支出	△ 168,842
業務活動による収入	1,811,354
買取債権の回収による収入	894,585
貸付金の回収による収入	487,439
買取債権利息収入	244,639
貸付金利息収入	101,530
その他業務収入	52,054
国庫補助金収入	24,824
その他収入	6,282
投資活動によるキャッシュ・フロー	90,318
投資活動による支出	△ 72,170
投資活動による収入	162,488
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 126,506
財務活動による支出	△ 1,607,549
民間長期借入金の返済による支出	△ 125,091
債券の償還による支出	△ 1,459,320
財政融資資金借入金の返済による支出	△ 22,996
リース債務の支払いによる支出	△ 142
不要財産に係る国庫納付等による支出	-
他勘定長期借入金の返済による支出	-
財務活動による収入	1,481,043
民間長期借入金の借入れによる収入	46,875
債券の発行による収入	1,396,568
財政融資資金借入金の借入れによる収入	37,600
政府出資金収入	-
他勘定長期借入金の借入れによる収入	-
資金増加額又は減少額 (△)	2,017
資金期首残高	796,910
資金期末残高	798,927

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

※ 詳細につきましては、年度計画をご覧ください。

<https://www.jhf.go.jp/about/organization/plan.html>



16. 参考情報

(1) 要約した財務諸表の科目の説明

① 貸借対照表

現金預け金	現金、預け金及び代理店預託金
買現先勘定	現先取引により保有する有価証券
金銭の信託	金銭信託
有価証券	満期保有目的の有価証券等
買取債権	証券化支援業務において譲り受けた住宅ローン債権
貸付金	住宅資金融通業務に係る貸付債権
その他資産	求償債権、年金譲受債権、未収収益、繰延金融派生商品損失等
有形固定資産	建物、土地、建設仮勘定、構築物、リース資産等の有形の固定資産
無形固定資産	ソフトウェア及び商標権
保証債務見返	証券化支援業務（保証型）に係る保証債務、沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構の貸付金に係る保証債務の見返勘定
貸倒引当金	買取債権、貸付金等に係る引当金
借入金	財政融資資金借入金及び民間借入金
債券	証券化支援業務等の運営に必要な資金調達のため発行する債券及び債券発行差額
保険契約準備金	証券化支援業務（保証型）、住宅融資保険業務に係る支払備金及び責任準備金
預り補助金等	補助金のうち翌期以降に収益化を行う金額
その他負債	未払費用、前受収益、繰延金融派生商品利益、未払買取代金等
賞与引当金	賞与を支払うための引当金
退職給付引当金	退職金を支払うための引当金
保証料返還引当金	保証料を返還するための引当金
保証債務	証券化支援業務（保証型）に係る保証債務、沖縄振興開発金融公庫及び独立行政法人福祉医療機構の貸付金に係る保証債務
資本金	国からの出資金
資本剰余金	狭義の資本剰余金及びその他行政コスト累計額
利益剰余金	独立行政法人の業務に関連して発生した剰余金の累計額
評価・換算差額等	民間の金融商品会計基準が適用される金利スワップ取引に係る評価差額

② 行政コスト計算書

損益計算書上の費用	損益計算書における経常費用及び特別損失
その他行政コスト	政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの
行政コスト	独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストを表すとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③ 損益計算書

資金運用収益	買取債権利息、貸付金利息、有価証券利息配当金等
保険引受収益	正味収入保険料、団信特約料、団信配当金等
役務取引等収益	保証料、受託手数料等
補助金等収益	国又は地方公共団体から受け入れた補助金のうち当期に収益化した金額
その他業務収益	委託解除手数料
その他経常収益	保証料返還引当金戻入額、償却債権取立益等
資金調達費用	借入金利息、債券利息、買取代金利息
保険引受費用	正味支払保険金、団信支払保険料、団信弁済金等
役務取引等費用	金融機関手数料、債券発行支払手数料、サービス委託手数料等
その他業務費用	債券発行費償却、金融派生商品費用
営業経費	人件費、業務諸費等の独立行政法人の業務に要した費用
その他経常費用	貸倒引当金繰入額、出資金運用益調整金等
特別利益	有形固定資産処分益
特別損失	有形固定資産処分損
前中期目標期間繰越積立金取崩額	前中期目標期間繰越積立金の取崩額

④ 純資産変動計算書

当期変動額合計	純資産のうち当期に増減があった額の合計
当期末残高	貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー	独立行政法人の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、サービスの提供等による収入、商品又はサービスの購入による支出、人件費支出等が該当
投資活動によるキャッシュ・フロー	将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る資金の状態を表し、固定資産や有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当
財務活動によるキャッシュ・フロー	増資等による資金の収入・支出、債券の発行・償還及び借入れ・返済による収入・支出等、資金の調達及び返済等、不要財産に係る国庫納付等による支出が該当

(2) その他公表資料等との関係の説明

事業報告書に関連する以下の報告書等を作成しています。

◆ホームページ

ホームページでは、機構のご案内や各イベント等の募集のほか、各業務を通じて得られた知見や情報を発信しています。

<https://www.jhf.go.jp/index.html>



◆統合報告書等



統合報告書



季報 住宅金融

国民の皆さまや投資家の皆さま等のステークホルダーに住宅金融支援機構の取組をお知らせし、ご理解いただけるよう「統合報告書」や「季報 住宅金融」を作成しています。

◆パンフレット等

各商品等のご案内として、パンフレット等をご用意しています。



【フラット35】パンフレット



【リ・バース60】リーフレット



マンション共用部分リフォーム融資パンフレット